

平成27年4月12日

復興大臣

竹下 亘 殿

集中復興期間の延長と  
特例的な財政支援の継続を  
求める要望書

宮 城 県

宮 城 県 市 長 会

宮 城 県 町 村 会

宮城県知事 村井 嘉浩

宮城県市長会長

仙台市長 奥山 恵美子

宮城県町村会長

利府町長 鈴木 勝雄

東日本大震災から既に4年余りが経過いたしました。国におかれましては、これまで様々な要望の具体化を通じ、被災された皆さまが待ち望んでいた各種施策を実施していただき、心から感謝申し上げます。

現在、こうした新たな施策の活用をはじめ、全国の自治体、企業、団体、個人及び海外の皆さまからの心温まる御支援をいただきながら、被災地域の復旧・復興に向け、県民一丸となつて懸命に努力を続けておりますが、自治体の人員不足のほか、地元との合意形成や用地買収に時間を要することなどにより、復興まちづくり事業等、大規模ハード事業を中心に遅れが生じております。

国の基本方針をはじめ、本県の震災復興計画や甚大な被害を受けた市町の計画においても、復興期間を10年間としているところであり、平成28年度以降も総額として約2.5兆円にも上る多くの復旧・復興事業が計画されております。

これらの計画は、平成28年度以降も特例的な財政支援制度が継続されることを前提としており、新たな地方負担が僅かでも生じれば、震災により財政力が低下している本県及び被災市町への影響は、避けられません。

本県では、今なお、プレハブ仮設住宅等で不便な生活を強いられている方が6万7千人余り、宮城の地を離れて県外に避難されている方が7千人余りいらっしゃいますが、こうした状況下に置かれている方々は、今後、生まれ育ったそれぞれの故郷において再び根を張り、自立した生活を営んでいくことを強く

望んでおられます。

被災された皆さまの切実な思いに応え、住民が主役の復旧・復興を成し遂げていくためには、住宅再建をはじめ、雇用の確保に欠かせない企業の事業再開を促していく等、平成28年度以降も着実な事業実施が必要不可欠であり、こうした現状を踏まえれば、集中復興期間の打ち切り、さらには新たな地元負担など、我々には到底思いもよらないことでもあります。

つきましては、下記について、強く要望いたします。

## 記

- 1 被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるよう、平成27年度までとされている集中復興期間を延長するとともに、現在の特例的な財政支援について、継続すること。
- 2 特例的な財政支援の継続に当たっては、現在着手されている復旧・復興事業はもとより、平成28年度以降に着手せざるを得ない事業についても、既に事業を行っている地域との格差が生じることのないよう必要な財源を確保すること。